

○報告事項

教育委員会5月定例会について

○質問項目

- 1 政治的中立性を定めた教育基本法に反した事案について
- 2 部活動などにおける学校管理自動車の運用状況等について
- 3 県立高松北高校教諭の体罰事案について
- 4 部活動の地域展開について

司会)

それでは定刻となりましたので、教育長の定例記者会見を始めさせていただきます。

まず、本日開催いたしました教育委員会5月定例会につきまして、淀谷教育長よりご報告させていただきます。

教育長)

本日の教育委員会5月定例会の内容のご説明でございます。議案が3件と、その他報告事項が2件でありました。

議案第1号は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正についてであります。

犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性等を考慮し、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合について、特別休暇である「官公署出頭休暇」の対象とする改正でございます。

議案第2号は、香川県スポーツ推進審議会委員の任命であります。

スポーツ推進審議会は、香川県のスポーツの推進に関し、専門的な立場から調査、審議いただくために設置しておりますが、各所属団体の役員異動に伴いまして、委員の任命について教育委員会にお諮りしたものでございます。

議案第3号は、香川県社会教育委員の委嘱についてであります。

社会教育委員は、香川県の社会教育・生涯学習に関して、専門的な立場から助言をいただくために設置しておりますが、任期の満了等に伴いまして、委員の委嘱について教育委員会にお諮りしたものでございます。

その他事項の1件目は、令和9年4月採用の香川県職員（学校事務（大卒程度・職務経験者型）、司書、文化財専門職員）の採用試験についてでございます。

学校事務（大卒程度）については、人事委員会事務局から5月8日に県政記者クラブに、その他については、教育委員会総務課から5月8日に教育記者クラブに資料を提供していると思います。

今年度実施する学校事務（大卒程度と職務経験者型）、司書及び文化財専門職員の採用試験について、申込方法等に関する試験案内を作成しましたので、その内容について教育委員会に報告したものでございます。

令和9年度の採用予定数は、学校事務（大卒程度）が7名程度、学校事務（職務経験者型）が5名程度、司書が1名程度、文化財専門職員（埋蔵）が2名程度の見込みです。

その他事項の2件目でございます。

令和9年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項についてでございます。

今年度実施する教員採用選考試験につきまして、昨年11月の教育委員会定例会で決定した大綱に基づき、出願方法等に関する実施要項を定めましたので、その内容を報告したものでございます。

4月24日に資料提供してございますが、令和9年度の採用予定数は、全体では8年度から20名増の327名程度となる見込みであります。

採用予定数以外の主な変更点が、4点ございます。

1点目、第1次選考試験における筆記試験等について、小学校専願者を対象にして、香川会場に加えて大阪会場においても受験を可能とすること

2点目、一般選考の受験可能年齢を特別選考Ⅰ～Ⅴに合わせて引き上げること

3点目、本県の国公立の小・中学校、高等学校又は特別支援学校の講師等を対象とした「特別選考Ⅰ⑤」について、これまで通算24か月以上の勤務実績がある者としていたところを、通算13か月以上に緩和すること

4点目、高等学校又は特別支援学校の種別において、「特別選考Ⅰ⑧」を拡充し、国内の教職大学院を修了した者も第1次選考における総合教養を免除すること、としたことでございます。

事務職員等の募集と合わせ、是非とも多くの方々に応募していただきまして、香川の教育を支える意欲ある教職員を確保したいと考えておりますので、報道機関の皆様方にも、周知などに御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の内容は以上でございます。よろしくお願いいたします。

司会)

それではご質問等ございましたら、お願いいたします。

なお、ご質問の際には、始めに社名とお名前をお願いいたします。

記者)

今日、同志社国際高校の学習について、文科省のほうで、政治的中立性の点から教育基本

法に違反すると示されたんですけど、まずこの件について、文科省から県教委のほうに何か通知があったり、連絡があったりっていうことは、現時点ではないですか。

教育長)

現時点で私のほうには、届いたという内容は聞いていません。

副教育長)

京都府とか学校に対して通知されると報道されております。

教育長)

香川県に届いたという情報はないです。

記者)

この認定をもって、現時点で香川県教委として学校に周知するとか、そういったことは。

教育長)

教育基本法は18条ぐらいのシンプルな法律で、14条、15条で政治教育、宗教教育について書かれておりますが、政治的教養については十分教育上配慮せよと言いながら、特定の政党に対して賛成あるいは反対の立場の政治的な教育とか政治的な活動を禁止しているという制度の中で、今日、文部科学省がそういう認定をしたのかなという、事実としての受け止めしかございませんので。これまでどおり、教育基本法に則って、教育活動、教育実践をしていくということかなと思います。

記者)

今回の件を受けて、教養を新たにやるとか、そういうことは今ところ予定はないですか。

教育長)

特に香川県において問題が起こっているという認識はないですし、そういう考え方のもとで、各学校で教育実践が行われているという認識でございますので、特に香川県として何かするという予定はないです。

一方で、オールジャパンとして、国から何らかの注意喚起なり、そういった通知があれば、それについての対応は考えたいと思います。

記者)

磐越道のバス事故について、改めて受け止めをお願いします。

教育長)

改めまして、お亡くなりになられた方にお悔やみ申し上げたいと思いますし、怪我をされ

た方については、お見舞いを心から申し上げたいと思います。

私どもも、改めて学校管理自動車を含む部活動の移動についての、香川県としての注意喚起も行いましたし、国からは5月19日に通知をいただきましたので、即日に各学校等に送付して、改めて注意喚起をしたところでございます。

記者)

この事故を受けて、調査とかされる予定はありますか。

教育長)

学校の管理している自動車の運用状況等については、一定把握しているところでございますけれども、部活動における移動の実情については、まだ十分に把握ができていない部分がございますので、改めてどういう形で把握、調査するかというのを考えた上で把握したいと思っておりますし、今、学校管理自動車は要綱とか運用基準とかを細かく定めた上でやっておりますけれども、今の規定ぶりて本当にいいのかどうなのか、改めて内容を精査したいと考えています。

記者)

今おっしゃった香川県の規定っていうのが、結構、厳しめと聞きまして。1994年の琴平高校のバス事故がそれに関係していると聞いたんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

教育長)

平成6年だったと思いますが、(生徒が)お亡くなりになる事故もありましたので、それに際して、改めてそういった要綱とか基準を定めたということでございます。

記者)

そういった基準がある中で、県教委としては、こういう事故を起こさないためにどのように取り組んでいけますか。

教育長)

これは学校管理自動車の運用要綱、運用基準になるのですが、今回、全体として、部活動による生徒引率の安全管理を徹底するという観点から、引率計画についてしっかりと余裕を持って計画を立てるとか、緊急時の対応手順を整えておくこととか、あるいは、できるだけ公共交通機関を利用することをまずは考えて欲しいとか、あるいは、営業自動車を借り上げる場合についても、日程とか行程についてしっかりと事前打ち合わせをして、やはり校長が責任を持って確認をして欲しいとか、そういうことを改めてお知らせした。あわせて、学校管理自動車の使用について、今一度、要綱とか、運用基準とか、あるいは使用許可の原則を確認した上で遵守をお願いしたと。そういうことを、今回、5月18日付けて通知させて

いただいたということでございます。

記者)

今回のバス事故っていうのは違法性を問われていると思いますけれども、同じような事故が起きないようにするために、どういうふうにしていきたいですか。

教育長)

同じような事故が起きないように、改めて注意喚起をしましたし、今の学校管理自動車の要綱とか運用基準について内容を精査した上で、直すべきところがあれば直したり、検討したりするというところであります。

記者)

バス事故の関係なんですけれども、今おっしゃった部活動の移動の実情について、把握する方法も含めてということと、今ある学校管理自動車の要綱の見直しですけれども、具体的にいつごろから、こういった形で着手したいとお考えでしょうか。

教育長)

今、全体の運用状況の把握というのは、実はできていなくて。学校管理自動車の運用状況については網羅していますけれども、その他、営業自動車を借り上げた場合がどうだとかは把握していないものですから、それは改めて把握したいと思います。今の要綱とかでいいかどうかについては、今、既に検討を始めているところであります。結果として、今の運用状況で、要は暗黙知で共有しているものを改めて書き込んで、みんなで共有するようにするとかなる可能性もあります。既に検討には着手しているという言い方になるかと思いません。

記者)

4月の会見と同じ内容なんですけど、高松北高校フェンシング部顧問の処分についての質問です。教育長は1月の定例会見で、顧問が去年7月に、部員に平手打ちをして負傷させた件に関して、その後に保護者から指摘された当該教諭の非違行為を調査した上で、当初の口頭処分が適切であったか再検討するとの考えを示されておりました。この調査の結果、体罰で負傷、プラスアルファ体罰と捉えられる不適切な行為があったにも関わらず、懲戒処分を科さない理由を、県教委が定めた指針に沿って説明してください。

教育長)

7月の事案についての口頭厳重注意処分をした後に中学生保護者からの文書というのが出て、それについての改めての調査をしたところであります。肉体的な苦痛を与えるような、そういったいわゆる体罰的なこと、あるいは不適切な言動もあったということで、我々としてはその事実関係をもって、この教諭に対して文書訓告という新たな矯正措置を行ったと

というのが事実関係でございます。

記者)

(1月の)会見で、他の事案も考慮した上で、当初の処分が適切だったか、改めて検討するとおっしゃっていましたが。

教育長)

当初の処分等については7月の事案についてのものであるため、それは適切であったという判断をいたしました。その後、新たに調べた結果、出てきた事案について検討した結果、文書訓告という措置を行ったと。

記者)

7月に関する処分と、その文書訓告というのは、別々に処分を下したと。

教育長)

おっしゃる通りです。

記者)

そのような方法を取った理由は。

教育長)

一度、矯正措置という事実に関する措置を講じているからです。

記者)

懲戒処分については、一度、処分を科したものについては、もう一度、処分を科されることはないと思うんですが、そういうこと(懲戒処分)をしていなかったため、それが果たして適切かどうか。

教育長)

懲戒処分という法律上の処分に限らず、それについての措置はすべて同じような扱いになるという理解であります。

記者)

それで言うと、会見でおっしゃっていた当初の処分が正しかったかどうか再検討するとおっしゃっていたことは。

教育長)

当初の処分等が適切かどうかというよりも、新たな事実については改めて調べ直すとい

うお話をさせていただいたと思います。調べ直した結果の措置を、3月30日に講じたということでもあります。

記者)

当初の処分が適切だったか再検討します、と言ったことは、お認めにならないということですか。

教育長)

事実どういう発言だったのか改めてちょっと確認をしますが、処分の再検討という言い回しだったのか曖昧なので、確認をいたします。

記者)

処分を下すということは、その先生が反省をしたりだとか、そういう事例に対して適切に対処するっていうのが大前提だと思うんですけど、そういうことに資するような処分になっていると思いますでしょうか。

教育長)

それは具体的な処分の量定の話ですから。私が独善的に決めるわけではなくて、みんな(教育委員)が集まった中で決めていくわけですから、非違行為への対応とか動機とか、あるいは結果がどのようなものか、あるいは故意とか過失の度合いがどの程度なのか、あるいは日頃の勤務態度とか非違行為後の対応とか、そういったものを総合的に考慮して判断する。それに尽きると思います。

記者)

バス事故の関係で確認ですけど、調査の件はこれから着手っていう考えでよろしいですか。公共交通機関、貸切バスの実態把握について調査をするんですか。

教育長)

学校管理自動車は一定もうありますから。あとはどういう運用実態があるのか、どんな調べ方をするかもですけども、今後調査していこうと思っています。どんな車を使って、誰が運転しているかとか、そんな内容については調査していこうかなと思っています。

記者)

できる限り公共交通機関・借り上げっていうお話で、それで学校が管理しているバスがあればそれを活用するような形で遠征されていると思いますけれど、実態調査っていうのは、公共交通機関、あとは借り上げバスのほうも含め、実態調査をするということでもよろしいでしょうか。

教育長)

おっしゃる通りです。部活動の車での移動について、どのような運用実態があるのか調べてみる必要があるかなと思います。

記者)

基本的には借り上げバスのほうが中心になってくるんですね。

教育長)

そうですね。借り上げバスと運転代行も一部ありますよね。そういうのも含めて、部活動の車での移動という実態が、今、香川ではどうなっているんだというのはやはり掴んでおく必要があるのかなと思いますし、掴んだ上で、より安全性の高い方法を選択できるのであれば、どんなやり方があるのか検討する必要もあると思いますので。これは今回の事故を踏まえて、改めて真剣に考えなければいけないと思っています。

記者)

要綱と基準をそれぞれ見直すと思っていたりはしますか。

教育長)

見直すのが前提じゃなくて、内容をちょっと精査したいんです。書かれていないことでも、運用上は校長先生方あるいは部活動の顧問の先生方の共通認識になっていることがあります。時間の経過とともに人が変わりますので、しっかりと書き込む必要があるのではないかと、そういったことも含めて検討はしたいと思っています。

記者)

大分県とかでは部活動の移動に関して補助もってというような話もありますけれども、香川県として、その辺をどういうふうに考えていますか。

教育長)

今すぐに何か補助金をという考えは、実はあまり私の頭の中にはないんですが、要するに、必要な、安全な移動のために必要なことを今後はしていかなければならないという基本的な考え方は頭の中にあるので。その手法論として、大分県は補助金を選んだのだとは思いますが、香川県の場合は、今から検討していくようになるかなと思っています。

記者)

補助も含めて。

教育長)

補助は、私はあまり考えていません。というのは、公共交通機関という移動手段もある

中で、公共交通機関で行けないところを学校管理自動車とかで運用してきた実態がある中で、どうしていくか。学校管理自動車は教員が運転するようになりますので、今後も今までと同じような運用でいいのかどうかというのも含めて精査する。その上で、手法論として補助というのが出てくる可能性はゼロではないかなと思います。

記者)

部活動の地域移行についてですけど、高松市の部活動の地域移行協議会で、中体連の役割について質問が出ていました。中体連が大会運営をどうするか、組織の構成員をどうするかみたいな質問が出ていて、県教委としては、地域移行の広域の規範作りを担当することになっていると思うんですけど、中体連はどういうふうに今後変化すべきなのか、変化していくのか想定していることはありますか。

教育長)

中体連自体はいわゆる任意団体でありますから。ただ、各種競技の主催団体でもあります。その主催団体が、できるだけ地域移行に沿った形で、多くの中学生が地域移行の中で選択した部活動で、大会とか主催団体の中に参加できるような環境は作っていただきたいと思いますが、これを強制することはできませんので、全国中体連も含めて、いろんな場面で、今お話したようなことをお願いはしていると思います。

参加資格についても、地域移行クラブとかも入れたり、競技ごとにではありますけれども、徐々に緩和していているという認識であります。

記者)

お願いしているっていうのは全国中体連から県中体連へお願いしているということですか。

教育長)

そうではなくて、地方側から。都道府県中体連から全国中体連に、地域クラブでもしっかり参加できるようにするような緩和措置を講じてくれとか、そういう話をしていると思います。

記者)

方向性としては、大会の主催団体としての中体連自体も地域に移行していくという方向になるんですか。

教育長)

中体連は地域に移行というイメージではなくて。あれは中学校の体育連盟なので。

教委担当課)

大会だけではなくて、先生方の研修とかも体育連盟として担っていますので。仕事自体が大会運営だけではないので、地域に移行するという事はないのではないかなと思います。やることの内容は変わっていく可能性はあると思います。

記者)

大会運営の要素が、地域クラブの指導者の団体に。

教委担当課)

競技団体に。

教育長)

要素は変わっていくと思いますよ。今まで中学校の部活動だけの人で大会をしていたのが、例えば、高松市が地域展開して、なににクラブというところに中学生が入っていくので、このクラブチームも含めた大会を運営するようにしましょうと、どんどんそういうふうに広げていくようによろしくお願いしますという話をしています。

記者)

基本的には県中体連と全国中体連の中でやりとりして進めていくということですか。

教育長)

ルールが各県によってまちまちではいけないので全国中体連のほうでルールを決めたんだと思うんですけども、それが地域移行の流れの中で動かしていってこれなければ、地域移行したところの生徒は大会にも出られないとなったら困るので、そういうことを言っているということです。この3年間くらいで、だいぶそういうところの動きは変わっていていると思いますので、あとは登録の仕方とか事務手続きも含めて、しっかりと地域クラブのほうに周知してくださいとか、そういうことはお願いしていっているようになります。

教委担当課)

総体の要綱というのは、全国の、例えば中学総体の要綱に準じて県の大会要綱も変わっていくので、まずは全国大会の要綱自体を地域スポーツクラブが参加できるような要綱に変更していただきたいという要望を地方からされていて、それが変わると県の要綱も変わっていくというような流れになっていると思います。

記者)

1月の会見内容を見ていると、教育長の答弁として、もし新たな事実が追加で出てくるのであれば、今回の矯正措置で本当によかったのかどうかというのは、新たな事実関係が出

てきた場合には改めて検討することになると思います、とおっしゃっています。その中で先ほどもおっしゃっていたように、肉体的な苦痛を与える行為だとか、練習の禁止、暴言、校長の指示に従わずに指導していたこと、これらを踏まえても初めの矯正措置で本当によかったとお考えでしょうか。

教育長)

そういうお答えしているのであれば、本当によかったのであろうかどうかという判断を改めてした上で、その口頭嚴重注意という措置そのものはよかったという判断をした。ただ、新しい事実に対しては、改めて注意喚起をしなければいけないという判断をしたと考えていただいて結構でございます。

記者)

教育長は、学校教育に対する県民の信頼を確保する観点から指針を策定したとおっしゃいましたが、今おっしゃったようなことが信頼確保につながるとお考えでしょうか。

教育長)

指針については書いてあるとおりでございます。標準例を作りながら、いろんな処分量定を総合的に勘案して処分等をしていくわけでございますけれども、この事案についてどのような受け止めをされるかというのは私自身が評価するわけにはいきませんが、改めてこういう指針に沿った対応をしていくということを県民の皆様にはご理解いただいた上で、信頼を得ていきたいと考えております。

記者)

しっかりとした指針があって、それをきちんと運用して、初めて信頼確保につながると思うんですけど、しっかりとした運用ができていますといえますでしょうか。

教育長)

しっかりとした運用を心がけてきたつもりであります。

記者)

実践できているということですか。

教育長)

心がけてきたつもりであります。

司会)

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で教育長定例記者会見を終了させていただきます。